

平成26年度 事業計画

I 基本方針

我が国の経済状況は、明るさの兆しが見え始めたものの、センター事業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。

国の事業仕分けによる国庫補助金の削減に加え、請負・委任契約による就業形態の適正化を尚一層求められています。また、法律改正により65歳までの継続雇用で、高齢者を取り巻く社会経済状況も大きく変化し、センターに入会する方々の年齢層も変わることが予測されます。このような状況の中でセンターは「自主・自立」「共働・共助」の基本理念を再認識するとともに、高齢者が長年培った知識と経験を活かし、公益社団法人にふさわしい事業を展開してまいります。

II 組織体制の充実

(1) センターの組織体制の強化

①公益社団法人として積極的に事業を展開するため、センターの事業運営の要となる理事会を中心に、適宜点検や見直しを行い、センターの組織体制の強化を図ってまいります。

②会員とセンターのパイプ役である地域班を通じて、センターの方針や情報を提供し、事業の拡大や会員の自主的活動を促進し、センター運営の連携強化を図ります。

(2) 事務局体制の充実・強化

①将来の事業拡大に備え、シルバー派遣事業及び有料職業紹介事業、自主事業の開発等に対応できるよう事務局体制の充実と強化を図ります。

②公益社団法人として適切に対応できる知識や情報を収集するため、各種研修等に参加し、事務改善や会計事務の適正管理に努めます。

(3) 会員の拡充と資質の向上

①センターの設立趣旨に賛同し、健康で働く意欲と、能力、知識、経験を有する会員を確保し、拡充するため、センターのホームページや市の広報誌に掲載するほか、地域班・職群班等を活用した募集活動を行います。

②役員・班長等の研修会、新会員を対象とした接遇研修等を実施するほか、センターの基本理念の浸透と、会員のマナー及び資質の向上に努めます。

③職群班の技術講習会等を開催し、技術及び資質の向上を図るほか、会員としての意識と啓発のため、各種研修会や講習会を開催します。

Ⅲ 法人運営（公益社団法人としての期間確保事業）

理事・班長等の年間活動調整を図るため、次の事業を行います。

(1) 理事・班長会議の開催

理事・班長会議を組織的に密にして、一般会員が抱える諸問題等を理事会へ反映していきます。

(2) 地区懇談会と親睦事業の実施

地区懇談会と親睦事業を実施して、会員相互の交流を深め、会員としての意識向上を図ります。

(3) 役員研修会への参加

全シ協及び千シ連が主催する研修会等に積極的に参加し、情報収集・情報交換等を行い、資質の向上に努めます。

(4) 会員の就労機会を確保するため、市内の公共施設の指定管理者の指定を目指して、取り組んで参ります。

(5) 鎌ヶ谷市社会福祉センター指定管理者

「生きがいあふれる憩いの場」を提供するため、安全と衛生に注力して、市民が安心して気軽に利用できる施設管理を行います。

また、高齢者の相談、レクリエーションなど高齢者福祉を通して。サービスの向上に努めます。

(6) 調査研究事業

①時代の要請に応じた事業展開を図るため、高齢者、市民、事業所等に対し、高齢者の就業に対する意識の変化や、就業の実態に関する調査、本事業への評価、健康づくりの推進に関する調査などを行います。

②本事業実績や調査集計結果については、事務所での閲覧等により、公開を行います。

Ⅳ 事業活動

1 就業開拓事業

雇用によらない「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業機会の確保のため、市民、事業所、官公庁等に対し、就業機会の開拓

を目的とした活動を行います。

- ① 就業開拓のベースとなる会員のスキルシートを作成し、就業開拓をしやすいように会員データの充実を図ります。
- ② 新規就業開拓の充実を図るため、就業開拓担当理事を決定し、事業を行います。
- ③ 担当理事や事務局職員が地域の家庭や民間事業所、官公署等を訪問・面談し、高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の就業能力や経験を把握分析し、地域のニーズに対応できる就業の確保を行います。

2 既存就業維持・拡大事業

現に就業先である地域の家庭や民間事業所、官公署等を訪問・面談し、就業の継続及び改善等を行い、かつ新たな業務の拡大を行います。

3 相談事業

入会を希望する高齢者を対象に入会説明会を実施するとともに、高齢者からの相談に対応するほか、地域で就業する高齢者のためのワンストップサービスセンターを目指し、雇用・就業・就業能力開発・ボランティア活動等に係る相談や情報提供を市民や高齢者に行って参ります。

- ① 入会説明会を定期的に行います。
- ② 公民館、健康福祉フェアなど各イベントに参加し、適宜相談に対応します。
- ③ 就業相談は、市民・高齢者に対応します。

4 普及啓発事業

本事業への信頼と理解が得られるよう、市民、事業所、官公庁等に対し、事業の意義や基本理念、仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の事業に対する意識啓発を行います。

- ① 高齢者の入会促進や適正な就業の維持を図ります。
- ② 各種イベントへの参加による周知や広報を行います。
- ③ ボランティア活動を希望する高齢者を対象に「できることを」「できる範囲で」取り組んで社会参加活動を市民と連携して実施し、センターのPRと地域貢献に努めます。

5 研修・講習事業

地域に高齢者に適した臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務が存在していても、それを遂行するために必要な能力が高齢者自身の知識・経験でカバーできない場合は、必要な技能・知識を付与することで就業に結びつけます。

① センター内外の講師による「植木剪定講習会」「除草講習会」など、会員・市民を対象とした技能講習会や会員の資質向上を図り、顧客に対する接客研修を行います。

② 今後は、会員に対して事務系の就業もできるようにするため、実務的なPC研修を行います。

6 安全・適正就業事業

高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全の意識高揚と適正就業を促進し、啓発活動を行います。

① 安全・適正就業の指導及び研修

安全・適正就業の意識向上と作業別の安全就業基準の徹底を図り、事故防止に努めます。

② 事故防止

就業現場の巡回指導を行い、安全に対する意識を高めます。

③ 健康管理

定期健康診断を推進し、自己の健康管理意識を高め、会員の健康就業に努めます。

④ 交通安全

外部講師に依頼して、交通安全講習を実施し、市民、高齢者、会員の事故防止に努めます。

7 一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の実施

千シ連が派遣元となって実施する一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の鎌ヶ谷市事務所として実施します。適正就業の徹底や請負・委任になじまない形態の就業機会の確保を図っていきます。60歳以上の派遣労働を希望する高齢者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る派遣労働を提供します。

8 有料職業紹介事業の実施

高齢者雇用安定法が改正され平成26年度より、無料職業紹介事業から有料職業紹介事業への移行に伴い、千シ連と検討協議を重ね、事業を実施します。